

平成29年3月13日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

相続人が海外に住んでいる場合

—相続人が海外在住でも相続税が課税されません—

[1] 相続人が海外在住でも相続税の納税義務がある

相続等で遺産を取得した時、海外に居住していても相続税の納税義務があります。海外在住である場合、日本国内に住所があるか否かと国籍により課税される範囲が異なります。

国内住所 有・日本国籍(居住者無制限納税義務者)……国内外の全資産

国内住所 無・日本国籍(非居住者無制限納税義務者)……国内外の全資産

国内住所 無・外国国籍(非居住者制限納税義務者)……国内の資産のみ

* 留学や海外出張など一時的に海外在住となり日本を離れている人は、日本国内に住所があることとなります。

[2] 印鑑証明書・住民票の代わりになる書類

遺産分割協議書へは、相続人全員が署名と実印を押印し印鑑証明書を添付します。しかし、相続人が海外在住で日本に住民票がない場合は、印鑑証明書の交付を受けられません。そこで、印鑑証明書の代わりに **サイン証明**(署名証明)を利用することになります。また、海外在住であることを証明する**在留証明書**も必要です。

1 サイン証明

在外公館(日本大使館・総領事館)に遺産分割協議書を持参し、領事の面前で署名及び拇印を押捺します。署名等が確かに領事の面前でなされたことを証明し、日本の印鑑証明に代わるものとしてします。

2 在留証明書

海外在住の日本人が、どの国のどこを生活の本拠にしているか、又は転居歴を証明するものです。

「日本国籍である」「在留届を提出済み」「現地に既に三カ月以上滞在し、居住している」場合に発行されます。

どちらの書類も在外公館(日本大使館・総領事館)で発行してもらうので、同時に申請しましょう。